第 205 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2020年11月17日(火)午後3時00分~4時20分経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、小路直彦、竹本典道、土屋貴裕、野口貴文(委員長) (五十音順)

	T	你 ************************************	☆ ₩¼¤
審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
1. 前回議事概要の確認	・前回議事概要案が承認された。		
2. 「積算資料」12 月号土木系資材の価格変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、12月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した資材】		
	異形棒鋼	福井、近畿、中国	新規の取引は依然閑散としており、当用買い中心の薄商いが続いている。鉄屑価格の高止まりによる採算悪化を理由に、メーカーは値上げ交渉を継続。浸透が遅れていた近畿、中国地区で先月に引き続き、市況上伸。
	鉄屑	金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	国内の鉄屑発生量、需要とも依然低調に推移する中、輸出向けが堅調なことから需給は均衡。 自動車用鋼材等の需要が回復基調の西日本では、電炉メーカーの工場が炉前購入価格を引き上げ、市況上伸。
	鉄筋コンクリート U形 自由勾配側溝	鳥取	鳥取県内のメーカーは県発注工事で使用されるスラグを利用した「鳥取県認定グリーン商品」を製造。JIS 製品は、岡山県のメーカーから供給されるが、値上げが浸透し、市況上伸。
	鉄筋コンクリート U形 自由勾配側溝	松江	需要減少と製造コスト増加を理由にメーカーは今年4月より値上げを打ち出す。年度下期に入り新規物件が増加する中、メーカーが足並みを揃え売り腰を強めた結果、市況上伸。
	鉄筋コンクリート U形 ベンチフリューム	岡山	原材料、運搬コスト等増加を理由にメーカーは昨年4月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、豪雨災害の復旧工事で需給がひっ迫する中、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明	•審議結果
	鉄筋コンクリート U形 自由勾配側溝	広島	原材料、運搬コスト増加を理由 に県コンクリート製品協同組合 が今年4月より値上げを打ち出 す。年度下期に入り、災害復旧 工事が本格化する中、組合が売 り腰を強めた結果、市況上伸。
	コンクリート積み ブロック	佐賀	需要減少による採算悪化から製造メーカーが減少。残る1社となったメーカーが昨年の豪雨災害特需を機に値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	【下落した資材】 軽油	全国	10月の中東産原油価格は、新型コロナ再拡大懸念による先行き不透明感から下落が進み、元売卸価格は先月に引き続き値下げ改定となった。販売会社も値下げに動き、市況下落。
○中国地区の鳥取、松江、岡山、広島で 道路用側溝の価格が上昇しているが、 岡山の自由勾配側溝は上昇していな いのか。	・岡山の自由勾配側溝は、指標としている規格(300×300×2000mm)を 始め小型の規格は、需要が多く競合から価格は横ばいとなったが、それ以 外の中型以上の規格では価格が上昇している。		
○異形棒鋼について、近畿地区と中国地 区で先月、今月と同じように価格が上 昇しているが、両地区は供給面などで 市況が連動する理由があるのか。	・ここのところ、近畿地区の異形棒鋼の市況が他地区と比較して低迷していて、中国地区もややその影響を受けていた。市況が悪かった両地区で、2か月連続で市況が底上げされ、今回、同様の動きとなった。両地区は、隣接しているので、やや影響を受けることはあるが、必ずしも市況が連動するわけではない。		
3. 「積算資料」12 月号建築系資材の価格変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、12 月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。		
○米松のヒアリング調査で、「樹種の変更で対応している」という情報があったが、樹種の変更は容易に対応可能なのか。	・通常、プレカット工場は、四半期や半年ごとにメーカーと価格交渉をするが、構造計算をしているので、簡単には変更できないと思われる。しかし、今回の米松の値上げは、当面価格は戻らないという見方があり、やむなく 樹種を変更するケースもあると聞いている。		
○米松から樹種を変更する場合、どういった樹種が多いのか。	・米松に関しては、る。	レッドウッド集成材だ	よどに変えるケースが多いようであ
4. その他 (1) 次回開催予定	・2020年12月17	日(木)10 時~12 時	と決定。 (以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の 調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者に よる価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について 審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとす る。
 - 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、 代表理事が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(審査の報告・助言)

第6条 委員会は、第2条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審 査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

- この規約は、平成15年11月13日から施行する。
- この規約は、平成16年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成18年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成21年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成24年6月15日から改定施行する。